

## 第4章 計画の内容

目標（１） 様々な場における人権教育・  
啓発の施策の推進

## 第4章 計画の内容

### 目標 （1）様々な場における人権教育・啓発の施策の推進

教育は、個人個人の才能を開花させ、一人の人間として自立させるとともに、家族や社会の一員として他の人を尊重し、誇りと責任を持って生きていくことを学ぶものです。

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権の尊重の本質が正しく身に付くよう、様々な取組を行うことが求められています。

啓発活動についても、広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、人権を尊重することの重要性を認識させるとともに、その意識を日常生活の中での態度・行動において根付かせるために欠かせないものです。

平成12（2000）年12月に施行された「人権教育・啓発推進法」では、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」としています。

市では、同法の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を様々な場において推進しています。

## 1 学校

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 施策の方向 | ①児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育の推進  |
|       | ②いじめや不登校などの解決を図るための相談体制の充実 |
|       | ③教職員の人権意識の高揚と指導者の育成        |

### 施策の方向 ①児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育の推進

学校は、幼児・児童・生徒がそれぞれの人格を持った一人の人間として尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場です。そのためには、子どもが自分を含めた全ての人々の人権について、理解を深められるように、教育活動全体をとおして人権尊重の教育を推進することが大切です。

そこで、野田市学校教育指導の指針を基に、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育、関係機関との連携、教職員の人権意識の高揚と指導者の育成、家庭との連携を進めるための保護者への人権教育を推進します。

#### ア. 「心の教育」の充実

（担当課：指導課、保育課、人権・男女共同参画推進課）

#### 現状・課題

市では、学校教育指導目標で「幼稚園・学校と地域が一体となり、幼保こ小連携や小中連携教育を基盤とした特色ある幼稚園・学校づくりの推進」を掲げ、これからの時代に必要となる資質・能力を育成し、生涯にわたる学習の基礎づくりとしての学校教育を基本方針としています。

また、野田市学校教育指導の指針において、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育、関係機関との連携、教職員の人権意識の高揚と指導者の育成、家庭との連携を進めるため、保護者への人権教育の推進を明記しています。

人権教育について、中学校の職場体験学習の一環として、公立保育所では中学生の保育体験受入れを行っており、様々な年齢層の触れ合い、語り合いの場を設けています。

また、学校教育においても、社会福祉施設への訪問やボランティア活動などとおして高齢者や障がいのある人との交流、異なる学年の児童・生徒と一緒に活動する時間を取り入れた学習、人権擁護委員と連携して行う「中学

生人権講演会」など、人権教育の視点からの取組を展開しています。

### 取組の方針

豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心、生命の尊重など、道徳性を育成する「心の教育」の充実を図るとともに、児童・生徒自らが人権を意識し、行動していく気運を醸成するための人権教育を推進していきます。

また、特色ある学校の創造、地域とともに幼児・児童・生徒を育む学校作りについて積極的に取り組むため、地域や幼稚園、保育所、学校の更なる連携強化に努め、異世代との交流活動を推進していきます。

### 主な取組

- ・ 小学校1年生と地域の高齢者が伝承遊び等をとおしたふれあい活動の実施
- ・ 地元自治会やいきいきクラブ（老人クラブ）と協力した、公立保育所園庭での保育所行事や伝承遊び等による高齢者とのふれあい活動
- ・ 人権問題に対する正しい知識を養うため、「学校人権教育研究校」の指定による研究実践結果の活用
- ・ 児童・生徒の人権意識を高め、作品を通して市民の人権意識を啓発するための「野田市子ども人権作品展」の実施や「全国中学生人権作文コンテスト」への参加

### 施策の方向 ②いじめや不登校などの解決を図るための相談体制の充実

「人権意識調査」の結果では、「子どもの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「仲間外れや無視、暴力や嫌がらせなどのいじめをすること（ネットいじめも含む）」とした回答が29.4%で、「子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いでは、「子どものための相談・支援体制を充実する」が20.8%、「子どもに自分も人も大切であることを教える」が17.6%、「親などへの教育、相談・支援体制を充実する」が16.4%となっており、いじめが重大な人権問題であること、また、子どもたちの豊かな心の育成とともに保護者に対する人権教育の重要性が認識されています。

（参照：P48（問15）のグラフ）

## ア. いじめ対策（担当課：指導課）

### 現状・課題

平成26（2014）年度より、「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき、4月をいじめ防止強化月間として、いじめ防止の啓発に努めています。

毎年2回（6月と11月）実施しているいじめ実態アンケート調査によると、近年いじめの認知件数は横ばい傾向にあり、いじめを根絶することは難しい状況となっています。いじめの未然防止とともに、早期発見、早期対応に向け、取り組んでいます。

各学校においては、平成26（2014）年4月に「いじめ防止対策委員会」を設置して、学校全体での指導体制を確立し、また、学校いじめ防止基本方針を策定し、形骸化しないよう、随時見直し、各学校のホームページ等で公開しています。

今後もしじめを含めた人権問題について積極的な取組を進めていく必要があります。

また、より良い人間関係作りに向けて、不登校児童生徒の保護者への働き掛けや地域への啓発を進めるとともに、スクールカウンセラーとの連携により相談体制を構築するなど、児童・生徒の支援に努めています。

### 取組の方針

いじめは重大な人権問題であるという意識を持ち、いじめはどこの学校にも誰にでも起こりうるという認識の下、いじめの防止と早期発見・早期解消に努めていきます。

### 主な取組

- ・ 教育相談の充実
- ・ いじめの早期発見・早期解消を図り、いじめの実態を把握するためのアンケート調査の実施
- ・ いじめ実態アンケート調査の追跡調査の実施及び、いじめが解決に至っていない全ての学校に対する指導主事の訪問、聞き取り調査及び解決へのアドバイスの提供
- ・ 重篤ないじめがあった場合の、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングや、市雇用の相談員による相談
- ・ 市雇用のスクールサポーター、スクールサポートカウンセラーの派遣と、

いじめ解決に向けての支援

- ・ いじめを含めた人権問題について、人権講演会や情報モラル教育の実施による啓発
- ・ 不登校児童生徒の保護者への働きかけや地域への啓発及びスクールカウンセラーとの連携による相談体制の構築
- ・ 全小中学校における、「学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ防止対策委員会」の設置
- ・ 教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
- ・ 中学1年生を対象とした「SNSを活用した相談」(Stop it)の実施

## イ. キャリア教育の推進

（担当課：指導課、人権・男女共同参画推進課）

### 現状・課題

不安定就労やニートなどの社会問題が取り上げられています。

### 取組の方針

主体的に進路を選択するなど、自立心の向上を促すとともに、自己の適性について早い時期に習得できるようキャリア教育を進めていきます。

### 主な取組

- ・ 各小中学校における、地域や事業所の協力による職場体験学習などを通じた、職業意識の醸成
- ・ 発達段階に応じたキャリア教育の実践、男女平等教育啓発冊子「自分らしく」を活用した小中9年間を見通したキャリア教育の推進

## 施策の方向 ③教職員の人権意識の高揚と指導者の育成

「人権意識調査」では、「子どもの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「教師が子どもに体罰を加えること」が6.1%で前回と比べ、3.1ポイント下降していることから、教職員の人権意識が着実に高まっていると考えられます。

（参照：P48（問15）のグラフ）

## ア. 人権啓発活動の推進（担当課：指導課）

### 現状・課題

人権教育の指導者を養成するための「学校人権教育指導者養成講座」では、人権課題に関する講演会を実施しています。また、自校での伝達講習を講座の1つに課すことで、指導者として学校人権教育の啓発を実践しています。

「人権意識調査」の結果、子どもたちの豊かな心の育成とともに保護者に対する人権教育の重要性が認識されていることから、児童・生徒の人権意識を高めるとともに、学校人権教育の指導者を養成するための施策を推進する必要があります。

### 取組の方針

児童・生徒の人権意識を高めるとともに、学校人権教育の指導者を養成するための施策を推進していきます。

### 主な取組

- ・ 「学校人権教育指導者養成講座」による学校人権教育の指導者の養成
- ・ 教職員の人権意識の高揚を図るための校内研修会の実施
- ・ 教職員に対する県や外部研修への参加の推奨（L G B T等含む）

## 2 家庭

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 施策の方向 | ①地域社会と行政が連携した子育て支援体制の確立 |
|       | ②保護者への人権啓発の推進           |

### 施策の方向 ①地域社会と行政が連携した子育て支援体制の確立

社会の基本を身に付ける教育の原点は家庭です。

家庭は乳幼児の時期から豊かな人間としての情緒を育む大切な教育の場です。個人の人権を尊重し、命の尊さや基本的な社会性を認識させるようにしなければなりません。

子どもの健全な成長には、家庭教育が最も重要であり、各家庭において責任を持って行われるべきですが、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭での教育力・育児力の低下が顕著になっています。

その結果、児童虐待により子どもの生命、健康が危険にさらされる事件が後を絶ちません。

#### ア. 子どもの人格形成やしつけに関する支援

（担当課：子ども家庭総合支援課、保育課）

#### 現状・課題

人権意識豊かな個人として成長するためには、乳幼児期の情緒の発達や心を育てる教育が重要であり、市としても、国、県の取組と連動し、必要な情報提供による支援に努めています。

また、家庭児童相談員により、家庭における児童養育の相談指導を充実し、家庭児童の福祉の向上を図り、児童相談所、保健所、学校、警察署及び児童委員等関係機関との連携を密にし、支援しています。

保育所においては、保育所保育指針に基づき、人間形成の基礎を養う重要な乳幼児期に家庭や地域の人との関わりの中で、人権を大切にする心を育てるとともに、自主・自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うことを目指しています。

## 取組の方針

子ども及びその家庭を援助できるよう、施策を実施していきます。

## 主な取組

- ・ 家庭から子育ての不安や悩み等の相談に家庭児童相談員が解消に向け助言指導
- ・ 保育所における園庭開放や一日体験保育等を通じ、子育て相談や情報交換を行うとともに、保護者への人権啓発に関する機会の提供
- ・ 地域や幼稚園、保育所、学校の更なる連携強化に努め、異世代との交流活動の推進

### イ. 野田市要保護児童対策地域協議会の体制強化

（担当課：子ども家庭総合支援課）

## 現状・課題

野田市要保護児童対策地域協議会については、代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三層構造となっておりますが、中でも実務の中心的役割を担う実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担を明確にすることにより、関係機関の連携による支援体制の強化を図るとともに、個別支援会議の必要性を議論する場に変えました。

個別支援会議は、関係機関のうち、当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成するものとされており、関係機関相互の連携、協力体制の強化を図っております。

関係機関相互の連携、協力に際しては、それぞれの機関が互いに持っている機能や限界を理解し合い、役割分担をし、補い合いながらネットワークを構築していく必要があります。

## 取組の方針

虐待防止及び早期発見のため、野田市要保護児童対策地域協議会による地域・関係機関・行政の連携の更なる強化を図ります。

## 主な取組

- ・ 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理
- ・ 連携強化、情報共有を図るための、児童虐待管理システムの導入（柏児童相談所を含む。）
- ・ 学校教育部指導課内に設置した子ども家庭総合支援課分室による巡回
- ・ 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換
- ・ 野田市児童虐待防止対応マニュアルの改訂

## 施策の方向 ②保護者への人権啓発の推進

### ア. 母子保健施策の充実（担当課：保健センター）

#### 現状・課題

妊娠届出や母子健康手帳交付は、子ども支援室にて行い、保健師、心理士、子育て支援総合コーディネーターが妊婦の不安軽減に努めるとともに、アンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期介入、継続的支援に取り組んでいます。また、出産後は保健師・助産師などの専門職による乳児全戸訪問を実施し、母子に関わる問題の早期発見、早期支援を実施しています。

乳児全戸訪問は、保護者からの出生連絡票の提出に基づき把握を行い早期に訪問を実施しています。しかし、連絡票未提出者や連絡が取れないケースもあります。

また、訪問の際は、産婦に対してエジンバラ産後うつ病質問票を聴取し、育児不安の早期発見や早期支援につなげています。

#### 取組の方針

妊娠、出産、育児に関する保護者の不安を軽減し、育児を楽しみ、子どもの豊かな心の成長を育むため妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築を目指していきます。

## 主な取組

- ・ 出生連絡票提出の周知を継続し、出生連絡票の提出率の向上、訪問による早期支援
- ・ 妊娠届出時における全数面接指導
- ・ 乳児全戸訪問による早期支援

### イ. 家庭教育学級講座

（担当課：指導課、保育課、生涯学習課、公民館）

## 現状・課題

保護者自身が人権意識を持ち、日常生活を通じて身をもって子どもに模範を示すことができるよう、保護者に対する人権啓発も必要です。

このため、各学校の「学校人権教育全体計画」に保護者への啓発を位置付けております。公立幼稚園では、園庭開放やひまわり相談などを通して、子育て相談や情報交換を行っております。

家庭教育学級講座については、子どもの成長過程に伴う保護者の現実的な悩みに対応できるようなテーマを設定し、公民館を会場に連続講座として、幼児期の保護者を対象としたコースと小学生の保護者を対象としたコースを開設しています。

また、就学前児の保護者を対象とした講演会と中学生の保護者を対象とした講演会を、各学校を会場に開設しており、子どもの成長に伴う発達理解と保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性について理解を深められるよう支援しています。

連続講座については、保護者のライフスタイルの変化などにより、受講生が集まりにくい状況にあることから、更なる事業充実のために、周知方法や活用方法を検討する必要があります。

## 取組の方針

家庭教育に関する連続講座では、保護者からなる運営委員と協力し、家庭での教育力の一層の向上に努めていきます。

また、就学前児や中学生の保護者を対象に行う学校を会場とした講演会では、講演時間の確保など各学校と連携を密に開設を図ります。

### 主な取組

- ・ 各学校の「学校人権教育全体計画」に基づく、保護者への人権啓発
- ・ 幼稚園や保育所に通っていない幼児を対象とした公立幼稚園や保育所の園庭開放やひまわり相談等の実施等による、保護者への人権意識の啓発
- ・ 家庭教育に関する、幼児期の保護者を対象としたコースの連続講座及び小学生の保護者を対象としたコースの連続講座を公民館で開催
- ・ 各学校と連携を密にして、就学前児や中学生の保護者を対象に行う講演会の開催

### 3 地域社会

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 施策の方向 | ①人権に関する学習機会の提供と学習意欲の喚起      |
|       | ②幼児から高齢者までを対象とした生涯学習振興施策の推進 |

#### 施策の方向 ①人権に関する学習機会の提供と学習意欲の喚起

地域社会においては、生涯学習の視点に立って、各公民館などの社会教育施設を中心に、学級・講座の開催や交流活動など、人権に関する様々な学習機会が提供されています。

#### ア. 各種講座等の開催

（担当課：生涯学習課、公民館、人権・男女共同参画推進課、福祉会館）

#### 現状・課題

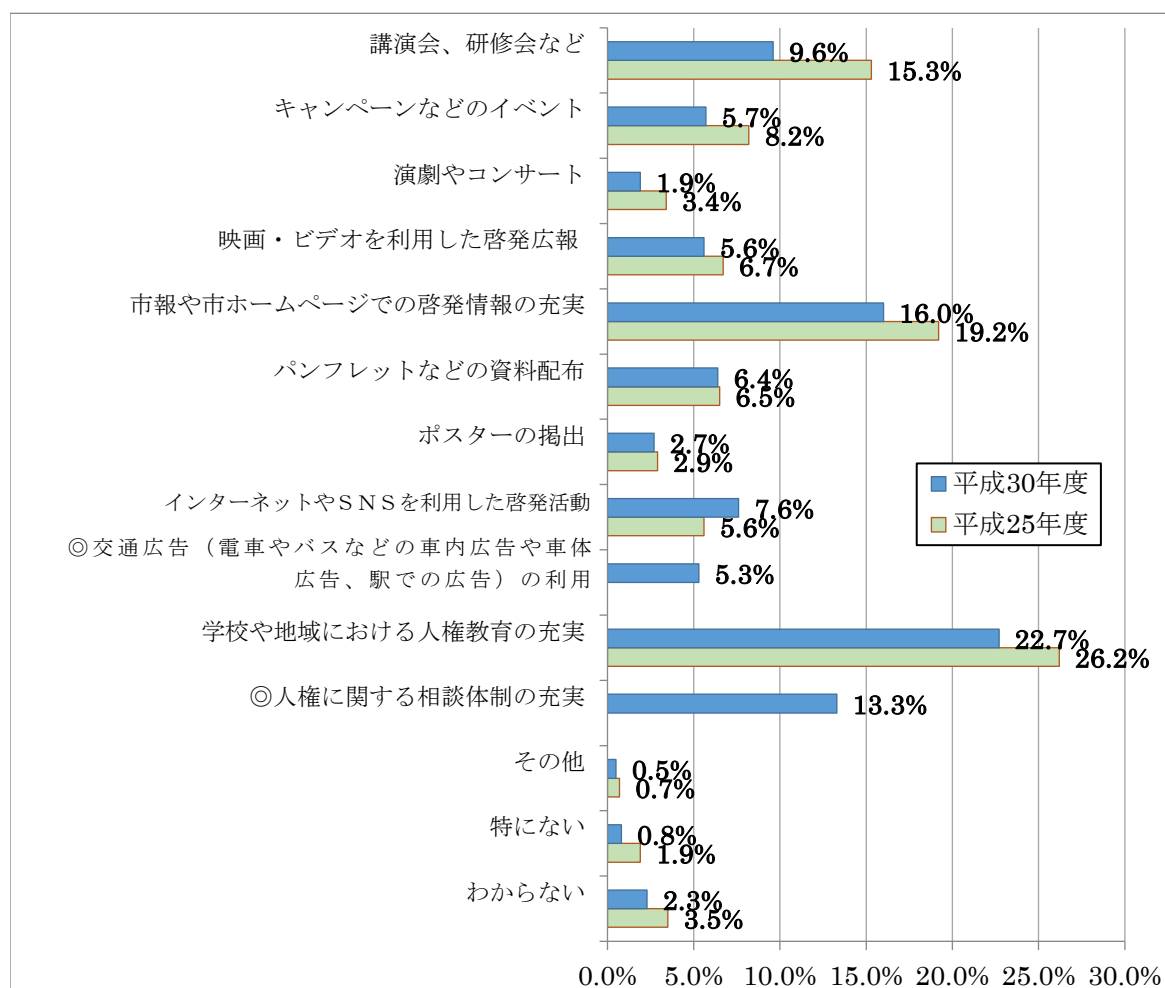
生涯学習センター及び公民館では、青少年、高齢者、女性、成人等を対象に、各種講座を開設することにより、幅広い年代層の参加者が交流を深めており、今後も人権尊重の機運を高めるため、引き続き、各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていく必要があります。

社会人権学習については、生涯学習課、生涯学習センター及び公民館が連携し、同和問題に限らず人権問題全般の解消を目指して、啓発のための連続講座を開設していますが、参加者の固定化や少人数化が課題となっています。

「人権意識調査」の結果では、「市では人権についての理解を深めていただくために様々な取組を進めています。あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか」という問いに対して、「学校や地域における人権教育の充実」と回答した人が22.7%と最も多く、次いで、「市報や市ホームページでの啓発情報の充実」が16.0%と回答していることから、より多くの市民に参加していただけるよう、内容、周知方法などの工夫・検討が必要となっています。

各種講座や人権学習会などの開講については、受講者同士の意見交換や座談会形式の導入、身近なテーマや新たな講師の起用などで、更に学習意欲を喚起していく必要があります。

（問 37）市では人権についての理解を深めていただくために様々な取組を進めていますが、あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか（複数回答・3つまで） ◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

## 取組の方針

生涯学習センター及び各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていくことにより、人権尊重の機運を高めていきます。

## 主な取組

- ・ 公民館での「家庭教育講座」、「長寿大学」、「女性学級」などの、子どもや高齢者、女性など様々な人権課題をテーマとする講座の開設
- ・ 生涯学習課と公民館が連携し、社会人権をテーマに幅広い内容や身近な人権問題について学ぶ市民セミナーの開催

## 施策の方向 ②幼児から高齢者までを対象とした生涯学習振興施策の推進

地域社会においては、幼児から高齢者までの幅広い層を対象として生涯学習の振興のための様々な施策を実施することを通じて、人権に関する学習を推進していく必要があります。

### ア. 地域社会における生涯学習振興施策の実施 （担当課：青少年課、生涯学習課、公民館）

#### 現状・課題

子どもに関連した施策として、青少年健全育成団体等による様々な活動を推進することは、子どもたちにとって社会の一員として必要な知識・技能・態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりや心身の成長発達を促すことにもなります。

「こどもまつり」や「子ども釣り大会」などの事業については、より地域における交流を深めるため、継続するとともに事業の内容を検討する必要があります。また、オープンサタデークラブをより充実したものとする必要があります。

学校支援地域本部事業推進や、また、地域の人々の知識や技術を学校・地域に還元することを目的に、学校支援ボランティア養成講座を開設しています。今後は、学校支援地域本部と連携を取りながら人材の育成を図り、地域に技術や能力を還元できる仕組みを作る必要があります。

公民館では、各種講座を開設し幅広い年代層の参加者が交流を深めていますが、参加者の固定化や少人数化が課題となっています。

また、生涯学習課、生涯学習センター及び公民館では多様化する市民の学習要求に応え、講座情報やグループ・サークル情報を提供し、生涯学習の推進に取り組んでいますが、より市民ニーズにあった情報を提供するため、講座等の開設情報やグループ・サークル情報の収集箇所を拡充する必要があります。

#### 取組の方針

子ども会活動の強化を図るため、学校、家庭、地域と連携を図り、それぞれが魅力あふれたものとなるよう取り組んでいきます。

生涯学習センター及び各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていくことにより、人権尊重の機運を高めていきます。

### 主な取組

- ・ 子ども会活動の強化を図るため、学校、家庭、地域との連携の推進
- ・ 地域における交流を深めるため、「こどもまつり」や「子ども釣大会」などのイベントの開催及び更に魅力あるイベントにするための、実行委員会の立ち上げと内容の検討
- ・ オープンサタデークラブをより充実するためのアンケート調査の実施
- ・ 公民館での「家庭教育講座」、「長寿大学」、「女性学級」などの、子どもや高齢者、女性など様々な人権課題をテーマとする講座の開設
- ・ 学校図書室の環境整備を主とした「学校支援ボランティア養成講座」の開設
- ・ 生涯学習相談におけるグループ・サークル情報や学習機会情報等の充実を図るための情報収集箇所の拡充

## 4 職場

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 施策の方向 | ①職場における人権尊重意識の高揚を図るための啓発の推進 |
|-------|-----------------------------|

**施策の方向 ①職場における人権尊重意識の高揚を図るための啓発の推進**

職場における人権教育・啓発の推進は、市民の人権尊重意識を高めるために欠くことのできない活動です。

職場における人権問題であるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、当事者間はもちろん、企業内部の問題にとどまらず、社会問題として企業の脅かすことにもつながる問題であり、それらの発生を防止することは企業にとって重要な課題となっています。

**ア. 「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」を中心とした企業への啓発（担当課：人権・男女共同参画推進課）**

### 現状・課題

市には、人権啓発を積極的に推進し、差別のない明るい職場を実現することを目的に、市内の企業によって「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」が組織されており、様々な人権問題をテーマとした全体研修会の開催や自主研修会への協力、啓発冊子の配付による具体的な人権関連情報の提供など、企業に対する啓発活動を積極的に行っています。

各企業には、社会的な責任として、性別等や人種、出自、年齢による差別的取扱いの禁止、障がいのある人の雇用拡大に努めるとともに、豊かな人権感覚を備えた社会人を育てるために、研修会などへの積極的な参加や自主的な取組により、従業員の人権意識の醸成を図ることが求められています。

市は、企業が地域社会の構成員として、人権、福祉、環境、文化、スポーツなどの活動に積極的に関わっていけるよう、同協議会との一層の連携に努める必要があります。

## 取組の方針

独自の社員研修が困難な企業にとっては、合同研修の場が確保されるなど、「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」の果たす役割は重要であり、今後も会員の拡大に努め、啓発事業の充実を図っていきます。

## 主な取組

- ・ 「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」と連携した、様々な人権問題をテーマとした全体研修会の開催や自主研修会への協力、啓発冊子の配付による具体的な人権関連情報の提供などの企業に対する啓発活動の実施

## 5 特定職業従事者

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 施策の方向 | ①研修の実施や研修方法の工夫による職員の人権意識の高揚 |
|       | ②市民の健康や生命にかかわる者への人権研修の充実    |

施策の方向 ①研修の実施や研修方法の工夫による職員の人権意識の高揚

### ア. 地方公務員（市職員）等への啓発

（担当課：人事課、保育課、人権・男女共同参画推進課）

#### 現状・課題

全体の奉仕者として公共の福祉に寄与すべき公務員は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とする憲法第14条の規定を常に意識し、職務の遂行に努めなければなりません。

市では、新規採用職員、女性職員研修、人権問題職場リーダー研修において人権問題や男女共同参画に関する研修を実施しており、人権に関する職員の意識の高揚を図っています。

#### 取組の方針

人権問題や男女共同参画に関する研修を実施し意識の高揚に努めています。

また、時代の流れを捉え、適宜研修内容の見直しを図り、様々な手法を取り入れるなど研修方法を工夫しながら、一層の人権意識の高揚に努めていきます。

#### 主な取組

- ・ 新規採用職員、女性職員研修、人権問題職場リーダー研修における人権問題や男女共同参画に関する研修の実施
- ・ 人権教育の推進を図るとともに児童への対応スキルの向上のため、保育所職員を対象とした一般研修及び職務内容に適した研修会等への参加促進

- ・ 関係機関や民間団体からの要請による、研修会等へ講師として市職員の派遣

## イ. 教職員への啓発（担当課：指導課）

### 現状・課題

学校や幼稚園において、子どもと深く関わる教職員は、授業や学校生活を基盤に人権教育の推進に大きな役割を果たしています。

教職員の人権に関する研修としては、新規採用者などを対象にした研修会を実施しており、各学校においても人権教育担当教員を中心に「学校人権教育指導者養成講座」を通して学校人権教育の研修や指導を実施しています。

また、教職員の専門性の向上などを目的に組織された野田市教育研究会の特別部会の中に学校人権教育部会を設け、具体的なテーマによる研修を行うなどの活動をしています。

さらに、近年課題となっている外国籍の児童・生徒の生活習慣や食習慣への対応の仕方については、野田市教育研究会の学校人権教育部会等を通して検討し、解決に向け取り組みます。

### 取組の方針

教職員が授業や学校生活を基盤に人権教育の推進に大きな役割を果たせるよう、研修や指導を行います。

### 主な取組

- ・ 教職員一人一人が人権問題に対する正しい認識を養い、児童・生徒に対し適切な指導ができるよう、校内研修会の継続的な実施
- ・ 野田市教育研究会学校人権教育部会と連携し「野田市子ども人権作品展」の作品製作や展示を通して児童・生徒への人権意識の啓発の実施

## 施策の方向 ②市民の健康や生命にかかわる者への人権研修の充実

### ア. 保健・医療・福祉関係者への啓発

（担当課：高齢者支援課、児童家庭課、人権・男女共同参画推進課）

#### 現状・課題

保健・医療・福祉関係者は市民の健康と命を守ることを使命とし、あらゆる疾病の治療や予防、介護、相談事業に携わっており、人間の尊厳に深く関わるとともに、個人的な事情を知りうる立場の職業です。サービス利用者の個人としての尊厳と秘密を守ることを特に意識しなければなりません。

相手のプライバシーに配慮するなど、人権を尊重した活動ができるよう訪問調査員や介護相談員として従事する者を対象に、研修を受けることで人権に対する意識の向上を図る必要があります。

介護保険サービスが適切に利用できるように、地域支援事業の中で介護相談員派遣事業を実施しています。介護相談員は、介護サービスの質的な向上を図るため、介護老人福祉施設やグループホームなどの施設を定期的に訪問し、利用者の話を聴き、相談に応じるなどの活動を行うとともに、施設職員との意見交換会を実施しています。

介護相談員の活動において、利用者の権利擁護に十分に配慮することが求められています。

#### 取組の方針

保健・医療・福祉関係者が、相手のプライバシーに配慮するなど人権を尊重した活動ができるよう努めます。

#### 主な取組

- ・ 高齢者等の尊厳に特に配慮する必要があることを認識するとともに、広く基本的人権に関する諸問題について学習するため、訪問調査員や介護相談員の新任研修会などへの参加
- ・ 介護相談員の資質の向上を図るための「介護相談員現任研修」の受講